

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																																	
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="235 544 837 951"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="235 986 837 1177"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>女性未来育成機構</td></tr> <tr><td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td></tr> <tr><td>環境リーダー育成センター</td></tr> <tr><td>イノベーション推進機構</td></tr> </tbody> </table> <p>第5条～第111条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	<p>第1条～第3条 省略（現行どおり）</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1075 544 1677 951"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1075 986 1677 1211"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>女性未来育成機構</td></tr> <tr><td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td></tr> <tr><td>環境リーダー育成センター</td></tr> <tr><td>イノベーション推進機構</td></tr> <tr><td>テニユアトラック推進機構</td></tr> </tbody> </table> <p>第5条～第111条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニユアトラック推進機構	
学内施設名																																			
図書館																																			
大学教育センター																																			
産官学連携・知的財産センター																																			
国際センター																																			
保健管理センター																																			
総合情報メディアセンター																																			
学術研究支援総合センター																																			
科学博物館																																			
環境安全管理センター																																			
放射線研究室																																			
組織及び施設の名称																																			
女性未来育成機構																																			
アグロイノベーション高度人材養成センター																																			
環境リーダー育成センター																																			
イノベーション推進機構																																			
学内施設名																																			
図書館																																			
大学教育センター																																			
産官学連携・知的財産センター																																			
国際センター																																			
保健管理センター																																			
総合情報メディアセンター																																			
学術研究支援総合センター																																			
科学博物館																																			
環境安全管理センター																																			
放射線研究室																																			
組織及び施設の名称																																			
女性未来育成機構																																			
アグロイノベーション高度人材養成センター																																			
環境リーダー育成センター																																			
イノベーション推進機構																																			
テニユアトラック推進機構																																			

附 則 (23 経 規則第13号)

この規則は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。